明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十九年十一月十七日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十九年十二月二十七日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十九年十一月二日

愛知県名古屋市中区栄三丁目七番一号

豊証券株式会社

取締役社長　伊藤　立一

株主名簿管理人事務取扱場所

東京都中央区日本橋茅場町一丁目二番四号

日本証券代行株式会社本店

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年十二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年十一月二日

東京都中央区日本橋室町三丁目四番七号日本橋室町プラザビル八階

日本アマゾンアルミニウム株式会社

代表取締役　中富　道隆

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年十一月二十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年十一月二日

兵庫県芦屋市浜町三番八号

株式会社イトー屋

代表取締役　伊藤　隆裕

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年十一月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年十一月二日

北海道網走郡大空町女満別中央二〇一番地の三

女満別空港ビル株式会社

代表取締役　永田　正記

株式交換につき通知公告

左記会社は株式交換により乙はその発行済株式の全部を甲に取得させ、甲はこれを取得することにいたしましたので公告します。

平成二十九年十一月二日

愛知県高浜市芳川町一丁目七番地一〇

（甲）エヌティー精密株式会社

代表取締役　内藤　祐治

愛知県高浜市芳川町一丁目七番地一〇

（乙）株式会社エヌティー

代表取締役　内藤　大介

限定承認公告

本籍群馬県高崎市十文字町一四三七番地八、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　神宮　奎文

右被相続人は平成二十九年八月三日死亡し、その相続人は平成二十九年十月二十五日前橋家庭裁判所高崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月二日

群馬県高崎市剣崎町二七八番地三

限定承認者　神宮　教良

限定承認公告

本籍兵庫県西宮市東町二丁目七番、最後の住所兵庫県西宮市東町二丁目七番一三号

被相続人　亡　宇都宮義一

右被相続人は平成二十九年七月十一日死亡し、その相続人は平成二十九年十月二十四日神戸家庭裁判所尼崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月二日

大阪市北区西天満四丁目九番一二号リーガル西天満ビル七〇三　のぞみ法律事務所

相続財産管理人田中昊一

法定代理人親権者母　田中　敏子

代理人弁護士　藤井　伸介

限定承認公告

本籍岡山県瀬戸内市邑久町宗三　一五三番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　赤木　秀行

右被相続人は平成二十九年三月二十四日死亡し、その相続人らは平成二十九年十月二十四日岡山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月二日

岡山市北区蕃山町三―七両備蕃山町ビル八階　岡山ひかり法律事務所

相続財産管理人弁護士　森　智幸

代理人弁護士　赤木英子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金四十六億七百十万円減少し、金〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、平成二十九年一月二十六日付官報の号外第十六号五十八頁に掲載されています。

平成二十九年十一月二日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

神奈川プロパティー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

訂正公告

平成二十九年十月二十六日（号外第二三四号）掲載の第七十二期決算公告（枠組）中、「代表取締役　山﨑富士雄」とありましたが「代表取締役　伊東　千尋」に変更になりましたので訂正いたします。

平成二十九年十一月二日

東京都千代田区神田神保町二丁目一〇番地

教育出版株式会社

代表取締役　伊東　千尋

正誤

ページ	段	行	誤	正
五〇二	上	四～九	「贈与期間は当該臨時贈与又は定期贈与に存するのとある」と、「贈与報告基準日」と「相続債権者及び受遺者に対する贈与」	「贈与雇用判定期間内に存するのとある」と、「相続債権者及び受遺者に対する贈与雇用判定期間内に存するのとある」と、「贈与報告基準日」と「相続債権者及び受遺者に対する贈与雇用判定期間内に存するのとある」と、「又は臨時贈与雇用判定期間の末日まで」と、「又は臨時贈与雇用判定期間の末日まで」と
〃	〃	五～七	「第十条第四項第一項と第三号とある」と、「前条第五項の規定により読み替えられた同条第三項と第一項とある」と、「第十条第四項第二項と、「第十一条第一項第一号とある」と、「前条第二項第一号と、「前条第三項第一号とある」と、「前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項第三号とある」と、「第十一条第一項第一号とある」と、「前条第二項第一号と、「前条第三項第一号とある」と、「前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項第三号とある」と、「又は臨時贈与雇用判定期間の末日まで」と、「又は臨時贈与雇用判定期間の末日まで」と	「第十条第四項第一項と第三号とある」と、「前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項第三号とある」と、「第十一条第一項第一号とある」と、「前条第二項第一号と、「前条第三項第一号とある」と、「前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項第三号とある」と、「又は臨時贈与雇用判定期間の末日まで」と、「又は臨時贈与雇用判定期間の末日まで」と
〃	〃	一〇～一二	「第十一条第一項第一号とあるのは「第十一条第二項第一号と、「前条第三項第一号とあるのは「前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項第三号とあるのは「相続債権者及び受遺者に対する贈与報告基準日」と、「相続債権者及び受遺者に対する贈与報告基準日」と	「第十一条第一項第一号とあるのは「第十一条第二項第一号と、「前条第三項第一号とあるのは「前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項第三号とあるのは「相続債権者及び受遺者に対する贈与報告基準日」と、「相続債権者及び受遺者に対する贈与報告基準日」と
〃	〃	一二	第八号」と	第八号」と、「又は臨時贈与雇用判定期間の末日まで」とあるのは「まで」と

（原稿誤り）

（公布経済産業省令第三十八号（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令）

◉号外　十一月二日付第二三九号六　四ページ●同日付政府調達第二〇八号四〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）（配送料別）